

質問第八十三号

國道、縣道改修促進に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年四月十五日

小川友三

参議院議長 松平恒雄 殿

國道、縣道改修促進に関する質問主意書

一、國道の多くは破損ヶ所多く失業者数百万人と政府は発表してあるがこの失業者救済事業に國道、縣道を改修すべきであるが政府の処見を問う。

二、凡そ、道路の破損ほど交通を非能率化さすものはない、自動車、諸車共にデコボコ道路でカロリーを失い、人畜を過勞せしめ、車馬を傷め、速度を妨害するものである。

文化國家の看板通り、國道を改修し、都、道、府、縣道改修に相当の予算及び補助を決定すべきである本年度の予算を発表願いたい、又積極的処見を問う。

右質問に対し速かなる御答弁を要求する。